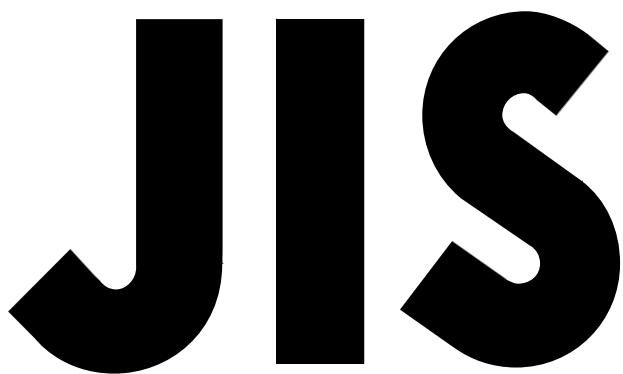




メートル台形ねじー公差ー
第 2 部：おねじ及びめねじの許容限界寸法

JIS B 0217-2 : 2013

(JFRI/JSA)

平成 25 年 4 月 22 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 機械要素技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 増 潔	東京大学
(委員)	相 羽 繁 生	株式会社東郷製作所（一般社団法人日本ばね工業会）
	石 丸 尋 士	公益社団法人自動車技術会
	市 川 直 樹	独立行政法人産業技術総合研究所
	大 橋 宣 俊	日本ねじ研究協会
	梶 尾 茂 樹	大阪機工株式会社（一般社団法人日本工作機械工業会）
	高 辻 利 之	独立行政法人産業技術総合研究所（東京電機大学）
	田 淵 宏 政	社団法人日本バルブ工業会
	堀 功	日本工具工業会
	遠 山 史 雄	一般社団法人日本ベアリング工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.4.22

官 報 公 示：平成 25.4.22

原 案 作 成 者：日本ねじ研究協会

（〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3436-4988）

一般財団法人日本規格協会

（〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：機械要素技術専門委員会（委員長 高増 潔）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 ねじの表し方	1
5 ねじのはめあい区分，公差域クラス及び許容限界寸法	1
解 説	20

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本ねじ研究協会（JFRI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS B 0218:1980** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS B 0217 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS B 0217-1 第 1 部：原則及び基礎データ

JIS B 0217-2 第 2 部：おねじ及びめねじの許容限界寸法

メートル台形ねじ—公差—第 2 部： おねじ及びめねじの許容限界寸法

ISO metric trapezoidal screw threads—Tolerances—Part 2: Limits of sizes for external and internal screw thread

1 適用範囲

この規格は、**JIS B 0216-2** に規定するメートル台形ねじ (Tr) の許容限界寸法について規定する。

この規格による許容限界寸法は、例えば、親ねじのような軸方向移動に対する特別な要求をもつ台形ねじには適用しない。

注記 1 **JIS B 0216-2** で規定する台形ねじは、**JIS B 0216-1** による基準山形及び最大実体山形をもっている。

注記 2 この規格は、**JIS B 0216-3** 及び **JIS B 0217-1** に基づいて、はめあい長さ N の一条メートル台形ねじに対する許容限界寸法を規定したものである。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0101 ねじ用語

JIS B 0216-1 メートル台形ねじ—第 1 部：基準山形及び最大実体山形

JIS B 0216-2 メートル台形ねじ—第 2 部：全体系

JIS B 0216-3 メートル台形ねじ—第 3 部：基準寸法

JIS B 0217-1 メートル台形ねじ—公差—第 1 部：原則及び基礎データ

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS B 0101** による。

4 ねじの表し方

ねじの表し方は、**JIS B 0216-2** による。

5 ねじのはめあい区分、公差域クラス及び許容限界寸法

メートル台形ねじのはめあい区分は、中及び粗とし、これに対応するねじの公差域クラスは、**表 1** による。許容限界寸法は、**表 1** の区分に従い**表 2～表 5** による。

表 2～表 5 の許容限界寸法は、**JIS B 0217-1** によるはめあい長さが N で一条ねじの場合について示したものであるが、はめあい長さが N より長い L の場合及び多条ねじの場合は、**JIS B 0217-1** による。